

公益社団法人八戸青年会議所

褒賞規程

(目的)

第1条 本会議所は、青年会議所運動の昂揚をはかり、青年会議所運動に貢献した委員会及び委員並びに正会員の功績を称えるため褒賞を行うものとし、本規程において褒賞に関する事項を定める。

(推薦及び申請)

第2条 各委員会の委員長は、委員会に所属する委員のうち、当該事業年度における活動状況から判断して特に褒賞されるべき委員を、理事長に推薦する。

2 専務理事は、当該事業年度における活動状況から特に褒賞されるべき委員会及び正会員を、理事長に推薦する。

3 委員長は、委員を推薦をするにあたり、所定の様式による褒賞申請書を所定の期日までに理事長に提出しなければならない。

4 褒賞推薦書には以下の事項を記載しなければならない。

(1) 被推薦者の氏名及び所属委員会における役職

(2) 推薦の理由

(3) 被推薦者の所属委員会における活動状況

(4) 被推薦者の本会議所及び他の青年会議所における各種の事業及び会議における活動状況

(審査及び決定)

第3条 褒賞の審査及び決定は、理事会において定められた方法によって決定する。

(提出期日)

第4条 褒賞の対象となる期間並びに褒賞推薦書の提出期日は、理事会において定められた方法によって決定する。

(種類及び分類)

第5条 褒賞の種類及び個数は、理事会において定められた方法によって決定する。

(褒賞及び授与)

第6条 理事長は前条の決定に従い、原則として通常総会において賞状と記念品の授与を行う。

(規程の改廃)

第7条 本規程を改廃する場合は、定款第40条第1項第2号の定めに従い理事会の承認を得なければならない。

附則

本規程は（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益法人社団法人及び公益財団法人認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）第106条1項に定める公益法人の設立の登記の日より施行する。

附則（2018年7月18日改正）

(施行期日)

1 本規程の変更は、第7条の規程にかかわらず、総会の承認があった日（2018年7月18日）から施行する。